

令和9年4月使用分から 下水道使用料・農業集落排水使用料を改定します

令和8年第1回市議会定例会において下水道使用料などを改定する条例案が可決され、令和9年4月使用分から改定することになりました。使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、今後もより一層

の経営努力をしますので、ご理解とご協力をお願いします。

☎下水道課業務係(☎32 - 4347)、新里支所地域振興整備課建設係(☎74 - 2218)

改定内容

<下水道使用料体系表> (1か月あたり、消費税10パーセント込み)

公共下水道、農業集落排水に共通です。

		現行使用料	新使用料
基本料金		1,100円 (10㎡までの料金含む)	1,320円
従量使用料 (1㎡あたり)	1～10㎡	0円	33円
	11㎡以上	165円	165円



<使用料早見表> (1か月あたり、消費税10パーセント込み)

使用水量	現行使用料	新使用料	比較	使用水量	現行使用料	新使用料	比較
0㎡	1,100円	1,320円	+220円	8㎡	1,100円	1,584円	+484円
1㎡		1,353円	+253円	9㎡		1,617円	+517円
2㎡		1,386円	+286円	10㎡		1,650円	+550円
3㎡		1,419円	+319円	20㎡	2,750円	3,300円	
4㎡		1,452円	+352円	30㎡	4,400円	4,950円	
5㎡		1,485円	+385円	40㎡	6,050円	6,600円	
6㎡		1,518円	+418円	50㎡	7,700円	8,250円	
7㎡		1,551円	+451円	100㎡	15,950円	16,500円	

使用料の計算方法

上下水道検針時の使用水量に応じて算出します。検針は、2か月に1回のため、2か月分の使用水量を2分の1にして1か月分の下水道使用料を算出し、それを2倍します。

例) 2か月40㎡使用した場合の計算 (消費税10パーセント込み)

【基本料金】 1,320円…①

【従量使用料】 10㎡以下の使用分: 33円×10㎡=330円…②

11㎡以上の使用分: 165円×10㎡=1,650円…③

【合計金額】 1か月分の使用料: ①+②+③=3,300円…④

2か月分の使用料: ④×2か月分=6,600円

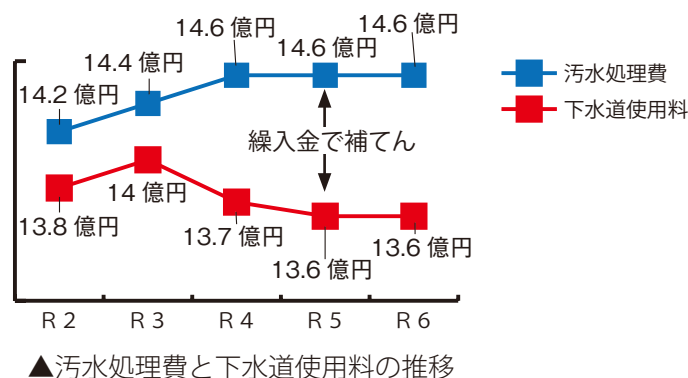
新使用料の適用時期

偶数月に検針を行う地区と奇数月に検針を行う地区に分かれています。各地区における適用時期は右表のとおりです。

令和9年3月31日以前から継続使用の場合	偶数月 検針地区	6月検針分から適用
	奇数月 検針地区	7月検針分から適用
令和9年4月1日以降に使用開始する場合	開始日から適用	

下水道事業の現状

下水道事業には独立採算の原則があり、汚水処理に要する費用は下水道使用料でまかなわなければなりません。使用料でまかなえていない不足分を一般会計からの繰入金(税金)で補てんし、運営しています。



下水道事業の課題

境野水処理センターの老朽化や耐用年数50年を超える下水道管の改築更新工事費の増加

原材料費や人件費などの高騰による汚水処理に係る維持管理費の増加

人口減少や節水機器の普及などにより使用水量が減ることに伴う使用料収入の減少

改定目的

不足分を補てんする一般会計からの繰入金には下水道を使用していない人の税金も含まれているため、公平な負担を目指す。

老朽化した施設の更新を計画的に行い、安全で適正な施設運営を実施していくための費用を確保する。

使用料改定までの経緯

令和4年11月、令和5年11月	下水道使用料庁内検討会開催
令和6年11月	桐生市下水道使用料審議会へ「適正な下水道使用料のあり方」について諮問
令和7年3月	「桐生市下水道事業経営戦略」改定
令和7年12月	桐生市下水道使用料審議会から市長へ答申
令和8年3月	令和8年第1回市議会定例会に使用料改定条例案を上程、可決
令和9年4月	使用料改定